

渋川都市計画図の交付フロー(一般用)

渋川都市計画図の交付申請

一般(形式:紙)【様式第1号】

縮尺1/15,000以外

複製・使用の判断

縮尺1/15,000

A どのような目的で地図を利用しますか? ※別紙で解説あり

- ① 特定の者に対して提出する申請書、報告書等に測量成果及びその複製物を掲載又は公開
- ② 一時的な資料として利用
- ③ 私的又は社内、サークル、同好会等においてのみ利用
- ④ 学校その他教育機関で利用
- ⑤ イラスト的に利用

B どのように情報を掲載しますか? ※別紙で解説あり

- ① 刊行物等に少量の地図を挿入して利用(書籍、冊子、パンフレット、Webサイト等)
- ② 学術論文に利用
- ③ 試験問題として利用
- ④ テレビ番組等で短時間の利用

C どのような加工・利用をしますか?(複製に該当しますか?) ※別紙で解説あり

どのように加工しますか?	利用例
①複製(コピー・スキャン等)	
②測量によらない独自情報の付加	工事箇所の位置情報を記載 等
③強調したい情報のトレース ¹	通行禁止となっている道路をなぞって強調 等
④情報の削除	地図画像上の情報(等高線等)を削除 等
どのように利用しますか?	利用例
⑤刊行	作成した管内図等をロビー等に置いて誰でも自由に持ち帰ることができるような場合 等
⑥インターネット等により情報を提供	インターネット等を通じて地図等を掲載して公開 等
⑦測量を実施する者に地図等を提供するために複製	

D どのような加工・利用をしますか?(使用に該当しますか?) ※別紙で解説あり

どのように加工しますか?	利用例
①調製(トレース ¹ 又はスクライプ ²)し、別種の地図を作成	観光地図 等
②測量等によって得たデータ等を付加し、独自性のある主題図を作成	地質図 等
③大量の情報の付加若しくは削除又は著しい表現方法の変更等を伴う加工	
どのように利用しますか?	利用例
④複製した地図等を測量に利用	

博物館等でパネル展示

要相談

複製・使用
承認申請
不要

使用承認申請不要
出所を明示して利用

測量成果の複製承認申請

測量成果の使用承認申請

縮尺1/25,000

縮尺1/2,500

縮尺1/10,000

縮尺1/25,000

縮尺1/2,500

縮尺1/10,000

縮尺1/25,000

縮尺1/2,500

縮尺1/10,000

通知の交付
【様式第7号】

通知の交付
【様式第8号】

国土地理院へ
承認申請
(測量法第29条)

渋川市へ
承認申請
(測量法第43条)
【様式第3号】

承認書を確認

承認書の交付
【様式第5号】

国土地理院へ
承認申請
(測量法第30条)

渋川市へ
承認申請
(測量法第44条)
【様式第4号】

承認書を確認

承認書の交付
【様式第6号】

渋川都市計画図の交付

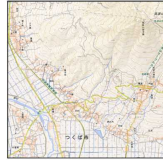
一般(有料)

1 原図を薄紙などに透かして書き写すこと。
2 原図を見て書き写すこと。

【別紙】渋川都市計画図の交付フロー 解説(一般用)

A どのような目的で地図を利用しますか？	
① 特定の者に対して提出する申請書、報告書等に測量成果及びその複製物を掲載又は公開	自治体等へ提出する申請書の添付地図や、特定の者からの依頼により作成する報告書等に複製物を掲載する場合。ただし、自治体又は依頼主である特定の者がその複製物を刊行する場合やインターネット等により公表する場合は、自治体又は特定の者からの複製承認申請が必要となる。
② 一時的な資料として利用	打ち合わせ等で一時的に利用し、利用後は保管することなく処分する場合
③ 私的又は社内、サークル、同好会等においてのみ利用	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内など限られた範囲内で利用することを目的として、本人が利用する場合 ・同好会やサークル等のように10人程度が一つの趣味なり活動なりを目的として集まっている限定されたごく少数のグループ内で利用する場合 ・社内、サークル、同好会等において利用するための複製で、そのまま複製する場合は30部までとし、超えた場合は、その数に応じた地図を入手する必要があるが、申請は必要ない。(社内のみで利用するイントラネットの場合は、利用できるコンピュータ端末機器の台数は30台までとし、超えた場合は、その数に応じた測量成果を入手する必要があるが、申請は必要ない。)また、測量成果に独自情報を追加して複製した場合は、数の制限はない。なお、必要な数に応じた測量成果を入手していない場合は、測量法第29条違反として罰せられる場合がある。
④ 学校その他教育機関で利用	授業等を担当する教員等や授業を受ける学習者自身が、授業の過程における使用に供することを目的として利用する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・営利を目的としない教育機関であること(予備校や私塾は含まれない。) ・必要な限度内の部数であること
⑤ イラスト的に利用	ハンカチやTシャツ等への印刷など、精度のない場合

B どのように情報を掲載しますか？	
① 刊行物等に少量の地図を挿入して利用(書籍、冊子、パンフレット、Webサイト等)	刊行物等の内容を補足するため、下記基準程度の少量の地図等を補助的に挿入する場合 <書籍、冊子、報告書、パンフレット等> <ul style="list-style-type: none"> ・書籍等の1ページの大きさに対し1/4以下の大きさで地図等の一部を掲載する場合 ・書籍等の1ページの大きさに対し1/2以下の大きさで地図等の一部を掲載する場合 →書籍等の総ページ数の30%以内 ・書籍等の1ページの大きさに対し1/2を超え、1ページに収まる大きさで地図等の一部を掲載する場合 →書籍等の総ページ数の10%以内 ・書籍等の内容に合致する地図等の一部を書籍等の表紙に利用する場合 <Webサイト等> <ul style="list-style-type: none"> ・300×400ピクセル以下の大きさで地図等の一部(地図の画像データ)を掲載する場合 ・300×400ピクセルを超え、画面に収まる大きさで地図等の一部(地図の画像データ)を掲載する場合 → Webサイト全体の中で5枚まで ※スクロール機能により画面以上の地図が見られるような場合は1枚でも申請を要する
② 学術論文に利用	学会での発表、学術論文(営利目的で刊行するものは除く)において、利用する場合
③ 試験問題として利用	「入学試験」・「検定試験」などの問題として利用する場合で、あらかじめ承認を受けることが困難であるような試験で利用する場合
④ テレビ番組等で短時間の利用	番組等の内容補足のため、地図等を短時間画面に表示して利用する場合





原成果

C どのような加工・利用をしますか？(複製に該当しますか？)

① 複製	コピー、スキャン等の測量(地図調製)ではない行為を行う場合	
② 測量によらない独自情報の付加	紙地図及びPDFファイルの地図画像を背景用の地図として、地図上に測量によらない独自情報を付加する場合	 図1(測量によらない独自情報の付加)
	紙地図及びPDFファイルの地図画像の色調をグレースケールに変更したものを背景用の地図として、地図上に区域を示す表示をする場合。図1と同様に測量によらない独自情報を付加したものとなる。測量法第29条に基づく測量成果の「複製」承認申請の対象となる。なお、地図上に表示する区域などの情報を測量により得ている場合は、後述の図6のとおり測量法第30条に基づく測量成果の「使用」承認申請の対象となる。 【利用例】施設までの案内図、工事箇所の位置図、オリエンテーリングのコース図、学区や自治会範囲を示す区域図など	 図2(色調の変更及び測量によらない独自情報の付加)
③ 強調したい情報のトレース	紙地図及びPDFファイルの地図画像を背景用の地図として、地図上に強調したい情報をトレースする場合。図1と同様に測量によらない独自情報を付加したものとなる。測量法第29条に基づく測量成果の「複製」承認申請の対象となる。なお、地図画像を基図として必要な情報をトレースして新たに地図を描き起こし、背景には基図とした地図が残らない場合は、後述の図5のとおり測量法第30条に基づく測量成果の「使用」承認申請の対象となる。 【利用例】通行禁止となっている道路の案内図など	 図3(部分的なトレース)
④ 情報の削除	コピー、スキャン等の測量(地図調製)ではない行為で複製したものを基図として、情報の削除をする場合 【利用例】地図画像上の情報(等高線等)を削除 等	
⑤ 刊行	有償か無償かは問わず、複製した測量成果及びそれを含む情報を書籍、パンフレット、CD-ROMその他のもので不特定多数の者に対し発行する場合 【利用例】作成した管内図等をロビー等に置いて誰でも自由に持ち帰ることができるような場合など	
⑥ インターネット等により情報を提供	電気通信回線を通じてインターネットや電子メール等の方法により、複製した測量成果及びそれを含む情報を公表し、不特定多数の者に対して測量成果が入手又は閲覧可能な状態に置く場合 【利用例】インターネット等を通じて地図等を掲載して公開したり、メールマガジンにより大量に送付したりする場合など	
⑦ 測量を実施する者に地図等を提供するために複製	測量を実施する者に対して、測量成果を提供するために複製を行う場合。ただし、複製した者が測量に用いる場合は測量成果の使用に該当し、測量法第30条の使用承認申請が必要となる(D-④)	

D どのような加工・利用をしますか？(使用に該当しますか？)

① 調製(トレース又はスクラップ)し、別種の地図を作成	紙地図及びPDFファイルの地図画像を背景用の基図として、必要な情報をトレースして新たに地図を描き起こし、背景には基図とした地図が残らない場合。測量法第30条に基づく測量成果の「使用」承認申請の対象となる。なお、地図画像を背景用の地図として、地図上に強調したい情報をトレースする場合は、前述の図3のとおり測量法第29条に基づく測量成果の「複製」承認申請の対象となる。 【利用例】道路地図、観光地図など(背景には基図とした地図が残らない)	 図4(全面的なトレース)
② 測量等によって得たデータ等を付加し、独自性のある主題図を作成	紙地図及びPDFファイルの地図画像を背景用の地図として、測量(地質調査なども含みます)によって得られた情報を付加した主題図を作成する場合。測量法第30条に基づく測量成果の「使用」承認申請の対象となる。なお、地図上に表示する区域などの情報が測量により得られたものではない場合は、前述の図2のとおり測量法第29条に基づく測量成果の「複製」承認申請の対象となる。 【利用例】地質図、植生図など	 図5(測量によって得られた情報の付加)
③ 大量の情報の付加若しくは削除又は著しい表現方法の変更等を伴う加工	新たに作成される測量成果が複製しようとする測量成果とは別種の測量成果と判断できる加工	
④ 複製した地図等を測量に利用	複製した者が測量に用いる場合は、測量行為の工程に含まれるため、測量成果の使用に該当し、測量法第30条の使用承認申請が必要となる	